

2016年2月改正税法施行令の主要内容 - 法人課税部分

2016年2月12日付けで改正された法人税法施行令、及び2016年2月5日付けで改正された国税基本法施行令の改正内容のうち、法人課税に関する主な内容を、次の通りお知らせいたしますので、業務の参考として頂けますと幸いです。

1. 法人税法における共同経費配分基準の補完

共同経費の配分基準を多様化し、納税の便宜を高めるため、法人税法施行令第48条第1項の共同経費配分基準を補完していますが、その主な内容は、次の通りです。

改正前	改正後
<input type="checkbox"/> 共同事業者間における共同経費配分基準 <ul style="list-style-type: none"> • 出資共同事業者間：出資比率 • 非出資共同事業者間 <ul style="list-style-type: none"> - 特殊関係者間：直前事業年度又は該当事業年度の売上高比率のうちいずれかを選択 (選択後5年間の義務適用、選択しない場合、直前事業年度の売上高を選択したものとしてみなす。) - 非特殊関係者間：共同事業者間における約定による比率 	<input type="checkbox"/> 共同経費配分基準の補完 <ul style="list-style-type: none"> • (左に同じ) - 特殊関係者間：直前事業年度又は該当事業年度の売上高、総資産価額(他の共同事業者の持分を有している場合、株式の帳簿価額は除く。)比率のうちいずれかを選択 (選択後5年間の義務適用、選択しない場合、直前事業年度の売上高を選択したものとしてみなす。) - (左に同じ)

上記の改正規定は、2016年1月1日が属する事業年度分より適用されます。

2. 業務用の乗用車に関する費用の損金算入細部事項の規定

法人税法第27条の2第2項は、業務用の乗用車に関する費用のうち、施行令で定める「業務用使用金額」に該当しない金額は、損金に算入しないようにしていますが、これと関連して、新設された法人税法施行令第50条の2の主な内容は、次の通りです。

改正前	改正後
<p><新設></p>	<p><input type="checkbox"/> 適用対象費用： 減価償却費、賃借料、燃料費、修繕費、保険料、自動車税、金融リース負債に対する利子費用等、業務用乗用車を取得・維持することにより発生する費用</p> <p><input type="checkbox"/> 業務用使用金額の計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> • 役職員専用の自動車保険*に加入していないとき：費用の全額について認めない <p>* 該当法人の役職員又は協力業者の役職員が、該当法人の業務のために運転する場合に対してのみ、補償の対象である自動車保険として、該当事業年度の全体期間の間に加入していなければならない(2016年度の場合、2016年4月1日以後、既存加入保険の更新の際に、役職員専用保険に加入)。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 役職員専用の自動車保険に加入し、運行記録*を作成した場合：業務用乗用車関連費用 × 業務使用比率** <p>* 運行記録の様式等具体的な事項は、国税庁長が定める ** 乗用車別の運行記録上の業務用走行距離 ÷ 総走行距離</p> <ul style="list-style-type: none"> • 役職員専用の自動車保険に加入したものの、運行記録を作成しなかった場合：Min(業務用乗用車関連費用、1千万ウォン) <p><input type="checkbox"/> 運行記録は、乗用車別に作成・備え付けなければならない、課税官庁からの要求がある場合、即時に提出する必要がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務用乗用車に関する細部事項(法人税法施行規則第27条2で規定する予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適用除外対象乗用車の追加：葬儀サービス業者の棺運搬用の乗用車 • 業務用の使用範囲：取引先訪問、販促活動、会議出席、出退社等 • 賃借車両の減価償却費相当額の計算方法：賃借方法ごとに区分 <ul style="list-style-type: none"> - リース車両：リース料金のうち保険料、自動車税、修繕維持費*を差し引いた金額 - レンタカー：レンタル料金の70% <p>* 修繕維持費を区分し難い場合には、リース料金(保険料と自動車税を除いた金額)の7%で計算</p>

上記の改正規定は、2016年1月1日以後開始する事業年度に支出又は発生する分より適用されます。2016年の場合、運行記録は2016年4月1日から作成し、2016年4月1日から該当事業年度の終了日までの業務使用比率が適用されます。

3. 支出証明書類合計票の作成根拠の新設

法人税法施行令第158条第6項は、税源の透明性を高めるために新設された規定であり、直前事業年度の収入金額が20億ウォン以上の法人として、支出証明書類を受け取り、保管している法人は、「支出証明書類合計票」を作成し保管するように定めていますが、これと関連して、法人税法施行令第158条第6項の主な内容は、次の通りです。

改正前	改正後
<p><新設></p>	<p><input type="checkbox"/> 適用対象法人： 直前事業年度の収入金額が20億ウォン(事業年度が1年未満である法人の場合、20億ウォンに該当事業年度の月数を乗じ、12で割って算出した金額)以上であり、法第116条に基づき、支出証明書類*を受け取り、保管している法人</p> <p>* 支出証明書類：(税金)計算書、クレジットカード売上传票、現金領収証、支給明細書</p> <p>• 適用対象法人は、企画財政部令で定める「支出証明書類合計票」を作成、保管しなければならないが、法人税課税標準申告の際に提出義務はない。</p>

上記の改正規定は、2017年1月1日以後開始する事業年度分より適用されます

4. 税法解釈に関する質疑回答手続の補完

国税基本法施行令第10条第5項は、納税者の権利保護の強化を目指し、課税処分に対する不服等が進行されている事項に関する税法の解釈についての質疑も、企画財政部に対し問うことができるようにしていますが、その主な内容は、次の通りです。

改正前	改正後
<p><input type="checkbox"/> 税法解釈に関する質疑回答手続</p> <ul style="list-style-type: none"> • (原則)企画財政部に提出された税法解釈に関する質疑は、国税庁に移送・解釈 • (例外)次の場合、企画財政部で直接解釈可能 <ul style="list-style-type: none"> - 国税例規審査委員会の審議が必要な質疑 - 国税庁の税法解釈に対する再質疑 - 税法が新しく制定・改正された事項に関する質疑 	<p><input type="checkbox"/> 税法解釈に関する質疑回答手続の補完</p> <ul style="list-style-type: none"> • (左に同じ) <p>(左に同じ)</p>

<追加>	<ul style="list-style-type: none"> - その他、税法の立法趣旨に従う解釈が必要な場合として、納税者の権利を保護するために必要であると企画財政部長官が認める場合
------	---

上記の新設規定に該当する場合が、どのような場合であるかについては、別途の規定はありませんが、企画財政部公告第2015-225号(2015年12月24日)では、該当新設規定の主な内容を、『課税前適否審査又は課税処分に対する異議申立て、審査請求、審判請求、訴訟等が進行中の事項と関連する税法の解釈についての質疑に対しては、国税庁長を経ず、企画財政部長官が直接解釈し、回答することができるようにする。』と示しています。上記の新設規定は、2016年2月5日より施行されます。

5. 税務調査範囲の拡大事由の明確化

国税基本法施行令第63条の11第1項は、納税者の権益保護のため、税務調査範囲の拡大事由をより明確にしていますが、その主な内容は、次の通りです。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> □ 税務調査範囲の拡大事由 • 他の課税期間等に対する調査が必要な場合 <ul style="list-style-type: none"> - 具体的な税金漏れの嫌疑が存在 - 調査過程で租税犯則調査に転換する場合 - 特定項目における明白な税金漏れの嫌疑等が他の課税期間に連結 	<ul style="list-style-type: none"> □ 税務調査範囲の拡大事由の明確化 - 具体的な税金漏れの証拠資料を確認 - (左に同じ) - 調査対象期間における特定項目が、他の課税期間にもあり、同一・類似した税金漏れの嫌疑等があるものと疑われる場合

上記の改正規定は、2016年2月5日より施行されます。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡いただければ、より詳しい内容をご相談させていただきます。

-
- | | | |
|-------------------------------|------------------|--|
| ● 金賢鎮(キム・ヒョンジン)パートナー弁護士 | TEL. 02-316-4246 | E-Mail. hjikim@shinkim.com |
| ● 鄭仁和(チョン・インファ)選任公認会計士 | TEL. 02-316-4219 | E-Mail. ihchung@shinkim.com |
| ● 任鍾炫(イム・ジョンヒョン)税理士 | TEL. 02-316-4618 | E-Mail. jhim@shinkim.com |
| ● 李正眞(イ・ジョンジン)専門委員 | TEL. 02-316-4417 | E-Mail. jjlee@shinkim.com |
| ● 河炳萬(ハ・ビョンマン)専門委員 | TEL. 02-316-1689 | E-Mail. bmha@shinkim.com |
| ● 金潤希(キム・ユンヒ)パートナー弁護士(日本語対応可) | TEL. 02-316-4025 | E-Mail. yhekim@shinkim.com |
-